

社会保険旬報

2017

8/11

No.2684

レコード 厚労省の局長が就任会見

動向 厚労省が28年診療行為別統計を発表

論評 地方における初期臨床研修医

確保につながる医学部教育…小池正嘉・大藪毅・江村正・田中滋

潮流 日本病院学会が神戸市で開催

NEWS 医師の働き方改革検討会が初会合

資料 医科・実技試験問題の解答と解説…第46回診療報酬請求事務能力認定試験

意思決定支援プロセスには リビング・ウイルが重要

尊厳死は自然死である。記事を書いているメディアの方がよくわかつてない。

イスには合法的な3つの安楽死組織がある。チューリッヒ郊外にある看取りの家には、ドイツ、イギリスの末期がんの患者がく。両国とも、安楽死を認めていないので、近くの病院へ行つて自殺薬をもらい、死ぬ前にここで家族とのお別れパーテイをする。そして、1人でピルを飲んで死ぬ。この後、イス警察が入つて検死し、ここで焼いて、お骨を持って帰る。約100万円かかる。

日本は、こんなことをしなくてはならない。そこで焼いて、お骨を持って帰る。約100万円かかる。

国民皆保険で、介護保険も医療保険も在宅医療制度があつて、訪問看護師もいて、在宅緩和ケアが充実している。平穏死とは英語でピースフル・デスと言う。外国で講演する時にはピースフル・デス・イン・ジャパン・ホームホスピスと話している。

置きはいらないということだが、歐米では当たり前でも、日本にはそのような風習がない。日本は法的に

ヒネはしつかり使う。これが尊嚴死の構成要件である。

例えば死ぬまで抗がん剤を打つていて、死んでもまだ抗がん剤を打つて自己満足の医師は結構多い。私は平穏死とか自然死という言葉を使っているが、終末期に

療養の選択をしなければいけない。意思決定支援プロセスといふ医療界の大きな流れがあり、その結果として在宅の看取りがある。これには4つのキーワードがある。リビング・ウイル（LW）、アドバンス・ディレクティブ（ADV）、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）、そして心停止しても蘇生がいらないというDN AR。

リビング・ウイルというの

人称で、「私はこうだ」というも

の。アドバンス・ディレクティブ

ランニングは3人称で、家族が署

名するが、それに対して周囲の第

三者、医者や看護師やケアマネや

友人が加わる。それぞれの思惑・

意見が異なり、一致することはま

ずない。そのため、ケア会議を頻

繁に開く。それがないと看取りは

できない。2・5人称の視点をつ

くり、話し合いをしていく。その

結果が在宅看取りである。

リビング・ウイルとは、延命措

さて、家で看取るために在宅

【講師】長尾和宏（医療法人社団裕和会理事長、長尾クリニック院長）
医療経済フォーラム・ジャパン（伊藤雅治理事長）は6月22日、長尾和宏氏（長尾クリニック理事長）を講師に招いて、「在宅看取りについて」をテーマに都内で第83回研修会を開いた。尼崎市にある長尾クリニックは、在宅看取りを行う在宅療養支援診療所として知られる。長尾氏は、23年前から始めた在宅看取りの現状について、①在宅看取りの中核は訪問看護だが、介護保険がけて医療保険と介護保険に分断された、②訪問看護に従事しているのは看護師の3%に満たない、③24時間対応の訪問看護ステーションも非常に少ないなどの問題点を指摘した。次いで、①終末期医療、②尊厳死・安楽死・平穏死、③リビング・ウイルと在宅死について説明。在宅療養支援診療所の使命を私見として述べた。続く質疑では医学部の研修や多くの病院で死についての教育が行われていないこと、さらに研修医を教える人材の教育が必要なことを強調した。前号と本号で要旨を紹介する。

■レコーダ

医療経済フォーラム・ジャパン主催 第83回定例研修会から（下）

在宅看取りについて



（ながお・かずひろ）

東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る」総合診療を目指す。「平穏死・10の条件」、「胃ろうという選択、しない選択」、「薬のやめどき」、「痛くない死に方」はいずれもベストセラー、他著書多数。医学書「スーパー総合医叢書」全10巻の総編集など。日本慢性期医療協会理事、日本尊厳死協会副理事長、日本ホスピス在宅ケア研究会理事。関西国際大学客員教授。医学博士。

ACPを核とした心づもり リビング・ウイル

ACP、アドバンス・ケア・プランニングと、いうが、まだ元気な

ランニングと、いうが、まだ元気な

世界のリビング・ウイルにはい

か、答えはない。みんなで作って

いくしかない。

世界のリビング・ウイルにはい

ろいろなものがある。本人だけで

なく、家族の考えも重視する。日

本尊厳死協会は延命措置とひとく

くりにしているが、医療はやつて

くれとか透析はやつてくれとか、

世界にはいろいろなリビング・

ウイルがある。

（29）が4月に脳腫瘍の末期で過剰な延命治療をしない、点滴をしないのが尊厳死である。安楽死というのは、医者が人工的に薬を注射して殺すわけである。私は在宅で1000人ぐらい看取りをしているが、みんな尊厳死である。

アメリカのブリタニーさん

代理を置く。そのため、リビング・ウイルはほとんど事前指示書

型に変わつてきている。

2017年の新しいリビング・

ウイルのバージョンでは、代理人

を置いている。成年後見人制度は

財産管理だけで、医療代理やリビ

ング・ウイルの代理はできない。

誰が医療代理をするのか、法的担

保がなされていない。しかし、こ

れがあるかないかで全然違うとい

うこともわかっている。こういう

ものがあると、98%ぐらいの確率

でリビング・ウイルがかなうこと

もわかってきていている。

そうはいつても、認知症で本人

の意思がわからないという人が増

えている。そのような人はどうす

るか。例えば、認知症で独居のお

ばあさんが末期がんになつた。ど

のように意思決定を支援をするの

表2 多様化する看取りの場

- 自宅
 - 兄弟や知人の家
 - 介護施設や老人ホーム、グループホーム
 - ショートステイ
 - 小規模多機能
 - ロングショートステイ
 - おとまりデイ

表3 在宅療養支援診療所の使命（私見）

- (1) 病院、介護・福祉との連携の旗振
 - (2) ケア会議の励行（最高の意思決定）
 - (3) 在宅看取りの推進
 - (4) 往診をする
 - (5) 研修医などへの教育機能
 - (6) 行政、民生委員、N P Oとの連携

し合うプロセスを複数回繰り返す。家族では、遠くに住む長男・長女が最後にやつてくる。なかには、海外で仕事をしている人もいるので、メールなどでやりとりする。普段の会話を携帯電話で記録して、それをDVDに焼いて送つてあげる。これもACPで、ころづもりをしてもらう。本人よりも家族に費やす時間のほうが圧倒的に長い。病院では本人が多いが、在宅では8、9割を家族とのコミュニケーションに費している。そうしないと看取りまで至らない場合が多い。

知らない人の意思決定をどうするか
という法律をつくった。その人を
知っている人が集まつて、こうす
ればいい、それでいいというこ
とを決める。日本はリビング・ウイ
ルを書いて印を押しても、法的に
有効ではないという世界で唯一の
国になつてしまつた。

しかし、ACPでしつかり話し
合えばいい。広島県ではリビング・
ウイルを「こうろづもり」と置き
かえて、県民啓発をやつている。
台湾では2000年から保険証の
裏にリビング・ウイルを書いてい
る。各医学会から人生の最終段階
の医療に関するガイドラインが出
ているが、なかなか適用しにくい。
法律があつたほうがよいと思う。

大橋巨泉さん（82歳）が、がん
を11年も患つて、最期は咽頭がん
で亡くなつた。千葉県の家で安樂
死したいといつていたが、救急搬
送されて近所の病院で3カ月間、
管だらけになつて集中治療室で亡

リビング・ウイルのない人はどうしたらしいのか。イギリスでは

くなつた。本人の希望に反してい
た。

なせ、そななるのか簡単には
え、本人、家族、がんセンター
の主治医、在宅医、ケアマネの5
者が一堂に会して話し合う機会
を設ける。巨泉さんはリビング・ウイル
を書いていなかつたし、ACPも
やつていてない。だから、こうなつ
てしまつた。日本人の8割に当て
はまる典型的である。

昨年、ユネスコの生命倫理分野の第1回大会が東京で開かれ、私は基調講演をした。ユネスコは医療倫理の基本は本人意思の尊重だというが、日本は残念ながら本人の意思が尊重されない唯一の国である。

いま在宅で亡くなる人は1割強で、8割が病院で最期を迎えている（図2）。いま年間128万人が亡くなっているが、2030年には年間170万人、1・4倍に増える見込みである。半面、病床は増えず、むしろ減らされる。療養病床は、介護医療院という名前にも変わるが、ここも増えない。なぜ増えないのか。これは夜間の負

そして、老いをどのように受け入れるか。今の50代、60代はまったく受け入れられないだろう。平和な時代、死を見たことのない時代だから、親が死ぬとはなかなか考えられない。なかには、「うちの父は絶対に死にません!」と真顔で言う50代、60代の人が多い。

多様化する看取りの場

ロングショートステイも

看取りの場は、表2のように多様化しており、兄弟や知人家、介護施設やグループホームの場合も少なくない。自宅扱いであ

多様化する看取りの場
ロングシヨートステイも

る。グルーブホルムがいま看取りを拒否している。株式会社は本部から指令で介護訴訟を恐れている。急に中止する例が今年に入つて増えている。それ以外にショートステイをずっとと続けるロングショートステイがある。というのがあるが、ショートステ

◆主な質疑から

(1) 私は研修病院の評価している。しかし、最近の多くの研修病院は死に対する教育をしていない。死に直面しない、死亡診断書は1通も書いたことがないという例が増えていている。そういう状況をどう改

中は訪問診療をしてはいけないというルールがある。だから、ロングショートで、小規模多機能施設の看取りというのが増えていくのが、規則が複雑で入れないのが、どんどん撤退している。

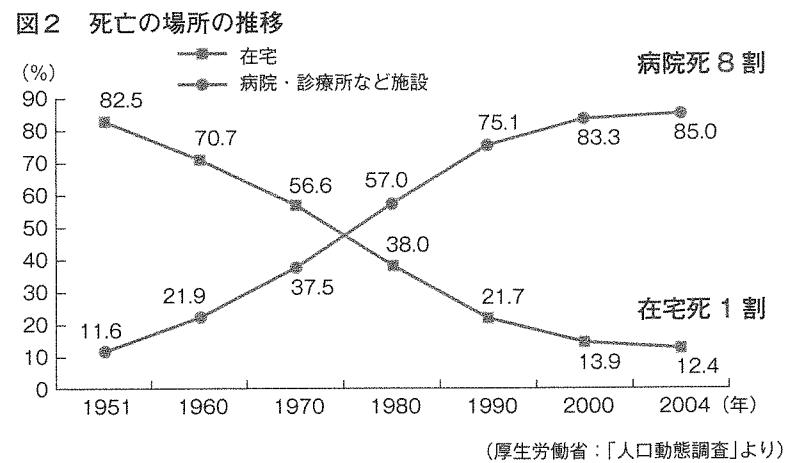
介護訴訟の増加、看取りを拒否する施設の急増、看取り搬送の増加、病院の疲弊や警察介入などが目立っている。

私たち、7月に東京で第1回日本在宅医療研究会を開く。「在宅医療は患者の急変に耐えられるか」と題してシンポジウム・講演を行う。特に高齢者の肺炎で救急搬送について警察との連携を考え

看取つていいない。在宅死と言つても、開業医が看取つているのは数%にすぎない。では、誰が平穏死を看取つてくれるのか。

看取りは、一医療機関でやるものではない。また、多くの職種が連携する。連携するためには、ＩＣＴを使うだろうし、顔の見える関係が必要だ。尼崎医師会では医師とケアマネの名刺交換会を開いている。地域ケア会議には出てこない人もここには出てくる。市民にも入つてもらいうことが大事だ。

次に死ぬまで飲んでもいい薬があり、早くやめたほうがいい薬がある



著していくのか
近畿厚生局で昨年、地域医療を
テーマに臨床研修指導医のワーク
ショップが開かれ、私はそこに招
かれたが、ほとんどの急性期病院
では今日、死の経験を学んでいいな
いのではないか。看取りどころで
はない。普通死、急病死への立ち
会いがない。自分の受け持ち患者
が亡くなるケースを経験したこと

に「看取りのときはかかりつけ医に」という寸劇を映像でつくり、見てもらっている。

こうした活動を通じて、在宅療養支援診療所の使命や市民啓発に努め、民生委員や行政との連携に力を入れている。地域でいろいろやつていくことが地域包括ケアであり、これを軽視すると、「ちほうケア」になる。認知症になつて徘徊しても大丈夫なまちづくりに力を入れ、その結果が在宅看取りの充実につながると確信している。終わりに在宅療養支援診療所の使命を私見としてあげておく（表3）。

三

る。死ぬまで抗がん剤なのか、抗認知症薬なのか、その辺のことをみんなで考えていくべきだ。効く薬は出でてきているが、いつか効かなくなる。大切なのは、薬のやめどきだ。患者から今なのかと聞かれるが、答えは難しい。

